



子育て支援ガイドブック



猪苗代町

子育て支援 ガイドブックについて

妊娠・誕生・施設・医療・制度など、
子育てに関する様々な生活情報をまとめました。
子育て家庭のみなさまに少しでも役立てていただければ幸いです。



もくじ

妊娠が分かったら

- 母子健康手帳の交付 1
- 妊産婦さんへの健康支援 1

赤ちゃんが生まれたら

- 母と子の健康支援 2
- 出産・育児への経済的支援 2

乳幼児期の子育て支援

- 子育て相談等 4
- つどいのひろば 6
- 町立保育所・こども園 7
- 一時保育 9
- 病児・病後児保育 10
- 事業所内保育事業 11
- 子育てママさん 11
- 幼児向け講座 12
- 自主保育サークル 12

障がいのある子どもの子育て支援

- 経済的支援 12
- 生活上の支援 13
- 障がい児に関する相談窓口 14
- 障がい児・者親の会 14

ひとり親家庭への支援

- 経済的支援 15
- 生活上の支援 16

小・中学生に関する子育て支援

- 経済的支援 17
- 思春期相談 17
- 放課後児童クラブ 18
- 青少年向けの講座 18

その他の子育て支援

- 子育て応援パスポート 19
- チャイルドシート貸出 19
- 母子手帳アプリ 20
- ブックスタート 20
- いなわしろ地域食堂 20
- 放課後フリースクール 20

公園や遊び場ほか

- 公園・児童遊び場 21

病気・けが

- こども救急電話相談 22
- 猪苗代町医療機関一覧 23

～妊娠・出産を経て仕事を続けるためにこんな制度があります～

妊娠中

1. 健康診査等を受診するための時間の確保…妊娠中及び出産後1年以内の女性
(男女雇用機会均等法 第12条)
2. 医師等からの指導事項を守ることができるようにするための措置(通勤緩和、休憩、休業などの措置)
…妊娠中及び出産後1年以内の女性
(男女雇用機会均等法 第13条)
3. 軽易業務転換…妊娠中の女性
(労働基準法 第65条)
4. 危険有害業務の就業制限…妊娠中及び出産後1年以内の女性
(労働基準法 第64条の3)
5. 変形労働時間制の適用制限…妊娠中及び出産後1年以内の女性
(労働基準法 第66条)
6. 時間外労働、休日労働、深夜業の制限…妊娠中及び出産後1年以内の女性
(労働基準法 第66条)

産前・産後

7. 産前・産後休業…産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間の女性 (労働基準法 第65条)
8. 出生時育児休業(産後パパ育休)…子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得可能
(育児・介護休業法 第9条)

育児中

9. 育児時間(1日2回少なくとも各30分)…生後1年未満の子を育てる女性 (労働基準法 第67条)
10. 育児休業…1歳未満の子を養育する男女(1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には最長2歳まで延長) (育児・介護休業法 第5~9条)
11. 育児のための勤務時間短縮等…3歳未満の子を養育する男女(育児休業をしない場合)
(育児・介護休業法 第23, 24条)
12. 子の看護休暇(1年に5日まで【子が2人以上の場合は10日】)
…小学校就学前の子を養育する男女
(育児・介護休業法 第16条の2, 3)
13. 育児のための時間外労働の制限(1か月24時間、1年150時間) (育児・介護休業法 第17, 18条)

小学校就学前の子を養育する男女

14. 育児のための深夜業(22:00~5:00)の制限…小学校就学前の子を養育する男女
(育児・介護休業法 第19, 20条)

なお、上記の制度の請求をしたこと、又は取得したことを理由とする不利益取扱は禁止されています。

問い合わせ

◇福島労働局 雇用環境・均等室

所在地：福島市霞町1-46(福島合同庁舎内) ☎024-536-4609

◇会津労働基準監督署

所在地：会津若松市城前2-10 ☎0242-26-6494



妊娠が分かったら

母子健康手帳の交付

「母子健康手帳」は、妊娠から出産・育児の記録として、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てるため『妊娠届出』をした全妊婦に対し交付しています。さらに交付に併せて、妊娠中の生活や出産、育児に関する各種資料を差し上げています。

問い合わせ・交付先

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

◇ おもいやり駐車場

スーパー、病院、公共施設などで歩行が困難な「障がい者、高齢者、妊産婦」の方が車を停めるためのスペース（車いすマークのある駐車場）を利用しやすくすることを目的とした制度です。

対象者

妊娠7ヶ月から産後3ヶ月
(妊産婦の場合)

申請方法と 申請に必要な書類

母子健康手帳及び運転免許証等の身分証明書を持参のうえ、町保健福祉課または会津保健福祉事務所にて申請します。

*町保健福祉課で申請する場合は、
120円分の郵便切手をご持参ください。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

会津保健福祉事務所 高齢者支援チーム

☎29-5272

◇ 母性健康管理指導事項連絡カード

仕事を持つ妊婦が妊娠中、医師などの指導事項を守る為に事業主は必要な措置を講じなければなりません。その指導事項を職場に的確に伝達する為に活用できるカードです。母子健康手帳の“働く女性・男性のための出産、育児に関する制度”的ページをごらんください。また、厚生労働省ホームページから入手できます。

◇国民年金保険料の免除

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4ヶ月間(以下「産前産後免除期間」といいます。)の国民年金保険料が免除されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間が免除)

対象者

産前産後免除期間に国民年金第1号被保険者の期間を有する方

申請方法

母子健康手帳を持参のうえ町民生活課にて手続きください。

*出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。

問い合わせ

猪苗代町役場 町民生活課

☎62-2114

妊産婦さんへの健康支援

◇ 妊婦健康診査

『妊娠届出』等により「母と子の健康のしおり(猪苗代町妊婦健康診査受診票)」を交付しています。妊娠期間中15回までの妊婦健康診査、産後2週間健康診査・産後1ヶ月健康診査が助成されます。助成される健康診査項目は受診票内に明記しています。また妊婦健康診査の結果、妊娠高血圧症候群等により出産に支障を及ぼす妊婦に対し、公費負担で精密健康診査(1回)を実施しています。県外で受診した妊婦健康診査の費用については、費用を自己負担していただいた後、申請により県内の基準の範囲内で助成します。新生児聴覚検査についても、お子さんの住民票のある市町村で助成を行っています。家庭訪問を希望される方は、保健師が訪問し相談に応じています。随時電話相談も可能です。

申請に必要な書類

- ①申請書(窓口または町ホームページよりダウンロードできます。)
- ②妊婦健康診査費用等の領収書
- ③妊婦(産婦)本人名義の通帳

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

いなわしろ出産・子育て応援給付金

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで保健師の面談等による一貫した「伴走型支援」と出産・子育て応援ギフトを支給する「経済的支援」を実施しています。

◇ 伴走型支援

「妊娠期（妊娠届出時）」、「妊娠8か月頃」、「産後（乳児家庭全戸訪問時）」において、保健師が面談を行い、妊娠期から子育て期における相談や情報提供を行っています。

◇ 出産応援ギフト

妊娠届出時の面談後に、妊婦の方1人につき5万円を支給します。

◇ 子育て応援ギフト

乳児家庭全戸訪問後に、養育者の方を対象として、お子さん1人につき5万円を支給します。
※「出産応援ギフト」、「子育て応援ギフト」の支給には、伴走型支援（アンケートへの回答と保健師の面談）が必須となります。

※双胎の場合は、出産応援ギフト5万と子育て応援ギフト10万円を支給します。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

赤ちゃんが生まれたら

母と子の健康支援

◇ 出生届

出産したら出生日から数えて14日以内に出生届を出してください。土日・祝日にも受け付けます。併せて『新生児出生連絡票』（妊婦健康診査受診票に綴り込まれています）の提出もお願いします。

問い合わせ

猪苗代町役場 町民生活課 ☎62-2114

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2114

（『新生児出生連絡票』について）

◇ 乳幼児健康診査

子どもの健やかな発育・発達のため、健康診査を行っています。

◇ 定期予防接種

子どもの感染症を予防するため、また感染症の流行を予防するため予防接種を受けてください。法律で定められた対象年齢・回数・接種機関・指定医療機関であれば公費負担で接種を受けることができます。※詳しくは、乳児家庭全戸訪問時に配布されます『予防接種手帳』をご覧ください。

◇ 未熟児養育医療

身体の発育が未熟のまま生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

出産・育児への経済的支援

◇ 出産手当金

働いている女性が出産のために仕事を休み、勤務先から給与を受けられないときに支給される手当金です。（国民健康保険は対象外です）退職した場合でも、一定の条件を満たせば受給できます。

問い合わせ

勤務先または全国健康保険協会など



◇ 出産育児一時金

出産される方（社会保険、国民健康保険などの被保険者及び被扶養者）が、妊娠4カ月（85日）以後で分娩した場合は、1児の出産につき50万円（産科医療補償制度加算対象出産ではない場合は48.8万円）が支給されます。流産や死産になった場合も、妊娠85日以上であれば対象となります。なお、原則として、各医療保険者から病院などへ出産育児一時金を支払う仕組み（直接支払制度）に改められています。給付の方法や請求の方法については、各健康保険にお問い合わせください。

問い合わせ

*国保の方

*猪苗代町国民健康保険の方

猪苗代町役場 町民生活課

☎62-2114

*全国健康保険協会の方

全国健康保険協会 福島支部 業務グループ

☎024-523-3917

*上記以外の方

勤務先または健康保険組合、共済組合など

◇猪苗代町出産手当

健康な子を産み育てることを推奨するため、出産された方に対して支給され、出生時の福祉に寄与することを目的としています。

受給資格

日本国籍を有する子を出産した母であり、かつ出産日まで引き続き5カ月以上猪苗代町に住民登録されていること。

支給額	第1子	50,000円
	第2子	70,000円
	第3子	100,000円
	第4子以降	200,000円

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

◇ 乳幼児及び児童医療費助成

子どもの健やかな成長を願って、乳幼児・児童の医療費を助成しています。これは、満18歳までの子どもさんが病気やケガで医師の治療を受けた場合や、保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成する制度です。ただし、健康保険から給付される高額療養費及び附加給付がある場合には差し引き助成となります。

対象者

0歳から満18歳になった日以後、最初の3月31日までのお子さんを養育する保護者で下記の要件に当てはまる方

- お子さんの住所が猪苗代町にある方
- お子さんが健康保険に加入している方

※生活保護法の適用を受けているときや、乳幼児及び児童福祉施設（通所施設、母子生活支援施設を除く）に入所しているときは対象となりません。

申請に必要なもの

①登録申請書

（町民生活課 国保年金係の窓口にあります）

※猪苗代町国民健康保険加入者以外の方は、加入する健康保険の保険者から、附加給付の証明を受けてください。

②健康保険証

（助成を受けるお子さんの名前が記載されたもの）

③受給者名義の金融機関の預金通帳

他の市町村から転入の場合

※本年(又は昨年)の1月1日猪苗代町に住民登録がなかった方のみ

①所得金額と課税状況が分かる書類
(児童手当用所得証明書)

※お子さんが未就学児の場合のみ必要です。

問い合わせ・申請先

猪苗代町役場 町民生活課

☎62-2114

◇ 育児休業給付金

育児休業を取得したときは、一定の条件を満たした場合、雇用保険から休業前賃金の67%相当額（ただし6か月以降は50%）の育児休業給付が支給される制度があります。男女は問いません。また、育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。

問い合わせ

*給付金について ハローワーク会津若松

☎26-3333

*社会保険料免除について 勤務先、社会保険組合など

◇ 児童手当

国・県・町と事業主が費用を負担し、家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上を図るため、中学終了前の児童を養育している方に児童手当を支給しています。

対象者

中学校終了前の児童を養育している方

支給金額

3歳未満（一律） 15,000円

3歳以上小学校終了までの第1,2子
10,000円

3歳以上小学校終了までの第3子以降
15,000円

中学生（一律） 10,000円

※児童を養育している方の所得が「所得制限限度額」以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が「所得上限限度額」以上の場合、特例給付は支給されません。

「所得制限限度額」「所得上限限度額」については保健福祉課までお問い合わせください。

支給日

6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給。

※手当への認定は申請月の翌月からになります

申請に必要なもの

- ①健康保険証（請求者の分）
- ②請求者名義の金融機関の預金通帳（口座番号がわかるもの）
- ③個人番号カード

問い合わせ・申請先

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

乳幼児期の子育て支援

子育て相談等

◇ 産後ケア

- 助産院に滞在、または助産師がご自宅を訪問し、○赤ちゃんの入浴や過ごし方などの育児指導
 - 母乳ケア・授乳指導
 - 母体の心身の疲労回復促進のためのケア
 - 育児相談
- などのケアを受けることができます。

産後ケアの種類

「宿泊ケア」、「日帰りケア」、「訪問ケア」があります。

利用の際には、事前に申請が必要です。申請方法や料金等はお問い合わせください。

対象者

猪苗代町に住所を有し、産後1年未満の産婦および乳児で上記のようなケアが必要な方（出産後入院中および医療が必要とする方は除く）。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115



◇養育支援訪問事業

母子保健事業及び関係機関からの情報提供、連絡等により妊娠期からの継続的な支援が必要と考えられる場合には、安心した妊娠、出産、育児を行うための相談支援を行っています。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

◇家庭訪問・電話相談・健康相談

保健師や栄養士がご相談に応じます。お子さんの成長や育児の悩み、食事などに関する心配等がありましたら、お気軽にご相談ください。相談は隨時受け付けております。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

◇乳児家庭全戸訪問事業

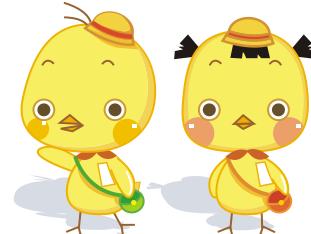
保健師が乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、育児相談や健康相談を行っています。

※出生届確認後、生後2ヶ月ごろを目安に電話連絡のうえ、訪問させていただきます。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115



◇ちびっこランド

町内在住の4歳未満のお子さんと保護者を対象に、親子の遊びの教室を実施しています。育児に楽しく取り組めるよう、遊びの提案や地域の仲間づくりのお手伝いをしていきます。お母さんのこころとからだのリフレッシュの場として、ぜひご参加ください。

専門のスタッフもありますので、お子さんの発育・発達に関することもお気軽にご相談ください。

内 容 親子で一緒に遊ぶ・子ども同士で遊ぶ・お母さん同士で情報交換

対 象 者 4歳未満のお子さんと保護者 20組

開催日時 前期 5月～9月（月1回） 後期10月～2月（月1回）
平日の午前10時～11時30分

開催場所 猪苗代町農村環境改善センター ホール

その 他 広報、町ホームページ、母子手帳アプリにて募集記事を掲載し、電話や窓口で受付。

**問い合わせ
お申し込み** 猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115

つどいのひろば（地域子育て支援拠点事業）

親子が気軽にかつ自由に利用でき、また子育ての不安や悩みなどに対する相談や情報の提供を行います。どなたでも気軽に利用できます。未就園のお子さんとその保護者（お父さんやおじいちゃん、おばあちゃんもどうぞ）で“屋根のある公園”としてご利用ください。ご予約やお申し込みも不要です。

ひろば名	対象者	活動日時	場 所	費 用
子育てサロン 日向ぼっこ	おおむね3歳未満の 児童と保護者	毎週月～土（水か土 が休みになります） ※祝日を除く 10:00～16:00	猪苗代町児童館	無料です。※各種講 座等において実費を 徴収する場合有り。

問い合わせ

猪苗代町児童館

☎62-5167

猪苗代町役場 保健福祉課

☎62-2115

町立保育所・町立こども園

利用手続

町立保育所・こども園を利用するには、事前に保育の必要性について認定を受ける必要があります。

認定区分

認定区分	認定内容	利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども	こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども	保育所 こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の保育を必要とする子ども	保育所 こども園

保育認定を受ける基準（2号認定・3号認定）

- 就労（月に64時間以上の就労） 妊娠・出産（産前産後8週となります）
- 保護者の疾病・障害 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧 求職活動（起業準備を含む）（2か月間となります）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVの恐れがあること
- その他、上記に類する状態として町が認める場合

利用時間

認定区分	利用時間		該当事由
1号認定 (教育標準時間認定)	午前8時30分～午後2時00分		
2号認定 3号認定 (保育認定)	保育標準時間	午前7時30分～午後6時00分	120時間以上の就労等 妊娠・出産、災害復旧、虐待・DV
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分	64～120時間未満の就労等 求職活動

保育料

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されています。

3歳（満3歳になった後の4月1日以降が対象）から5歳までのすべての子ども及び3歳未満の住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化となります。

●1号・2号認定子どもの保育料

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化実施のため無償となります。

●3号認定子どもの保育料

認定の区分及び世帯の課税状況及び児童の年齢に応じて決定されます。

8月までは前年度の市町村民税所得割課税額、9月からは当該年度の市町村民税所得割課税額で保育料を決定します。
(単位：円)

階層	区分	3歳未満児	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (均等割のみ課税世帯を含む)	17,500	17,300
	うち母子家庭・障害者のいる世帯	8,100	8,100
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 うち母子家庭・障害者のいる世帯 所得割課税額 77,101円未満	27,000	26,600
		8,100	8,100
第5階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	40,000	39,500
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	54,900	54,000
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	72,000	70,900

同一世帯から2人以上の児童が入所等している場合、保育所又はこども園等に入所している児童のうち、最年長の子どもから順に、2人目が半額、3人目以降が無料となります。

18歳に満たない子どもが、3人以上いる世帯の子どもで、年長順に数えて第3子以降の子どもで年齢が3歳未満の子どもについては、次のとおりとなります。

第2階層～第4階層に属する世帯	該当する保育料×0.5
第5階層～第7階層に属する世帯	該当する保育料—（保育料の4分の1の額と第4階層の保育料の2分の1の額を比較して高い方の額） ただし、その児童の保育料が徴収基準額の半額の児童の場合には、保育料×0.75

休所日・休園日

保育所	日曜・祝日、年末年始12/29～1/4、年度末(3/28～4/1)
こども園	1号認定：土、日曜・祝日、春季休業4/1～4/7、夏季休業7/21～8/24、冬季休業12/24～1/7、学年末休業3/19～3/31 2・3号認定：保育所と同じ開所日です。

申し込み手続き

各施設に入園を希望する方は、事前に保育の必要性の認定を受ける必要があります。

必要書類は保育所又はこども園に用意してありますので、お受け取りの上必要な書類を添付のうえ、希望する施設又はこども課に申し込んでください。年度途中でも受付をしていますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

保育所名	所在地	電話番号
中の沢保育所	大字蚕養字沼尻山甲2855-171	☎64-3616
ひまわりこども園	大字磐里字大五百町254-1	☎23-4105
さくらこども園	大字川桁字寺道北60	☎66-2127

猪苗代町役場 こども課 ☎23-4105 (ひまわりこども園内)

入園資格・申し込み

◇町立こども園

町内に住所がある0歳児から5歳児であれば、募集定員数の範囲内で誰でも入園できます。

なお、0歳児から2歳児までは、保育を必要とする事由に該当する方のみとなりますので、事前に保育認定を受けていただきます。

◇町立保育所

町内に住所がある0歳から5歳児で、保育を必要とする事由に該当する児童

給食の実施

町内保育所及びこども園は給食を実施しています。

町内に住所があり、3歳（満3歳になった後の4月1日以降が対象）から5歳までのお子さんについては、給食費は無料となります。（0歳から2歳児の給食費は保育料に含まれています。）

また、町内に住所があり、町外の施設を利用する3歳（満3歳になった後の4月1日以降が対象）から5歳までのお子さんにつきましては、給食費の補助を行っています。別途手続きが必要となりますので、詳しくはこども課までお問い合わせください。

使用済みおむつの処分について

町立保育所及びこども園では、保護者の皆様の負担を軽減するため、令和5年度より使用済みおむつの持ち帰りをなくし、各施設において処分することとしました。

子育て支援事業について

◇一時保育事業

こども園では、保護者の就労等の突発的な事由により、一時的に保育することができない場合に、お子さんを一時的にお預かりする「一時保育」を実施しています。

利用対象者

一時保育を利用できるのは猪苗代町に住所を有するか保護者のいずれかが町内出身者であり、1歳（離乳完了後）から小学校入学前のお子さんです。

一時保育を利用する理由

冠婚葬祭、病気・入院（同居家族含む）、就労、出産（産前産後2ヶ月）

※ 上記以外の理由については、ご相談ください。

利用時間

利用時間は、こども園の休園日を除く日の午前7時30分から午後6時までとなります。

利用料金

3歳児未満 半日 750円 1日 1,500円

3歳児以上 半日 500円 1日 1,000円

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳以上で一時保育を利用される方で一定条件を満たす場合は、料金の一部が無償となります。（1回当たり450円分）

該当する場合は、あらかじめ申請等が必要となります。

※ お子さんの年齢は利用する年度の4月1日現在の年齢となります。

※ 利用できる時間帯内で最大8時間までの利用となります。

申し込み

一時保育を利用する方は、希望するこども園と打ち合わせの上「こども園一時保育利用申込書」に必要事項を記入していただくようになります

※ 利用する際は、遅くとも利用希望日の7日前までに申込が必要となります。

※ 園の行事や、職員の配置によりお預かり出来ない日や時間帯がありますのでご了承ください。

その他の

昼食はお弁当又は給食となります。

※ 給食費について

町内に住所があるお子さん 無料

町外に住所があるお子さん 1食200円

問い合わせ

ひまわりこども園 ☎23-4105

さくらこども園 ☎66-2127



◆病児・病後児保育事業

病気の治療中または病気の回復期にあるお子さんを、保護者の仕事・けが・出産などやむを得ない理由により家庭での保育が困難となる場合に、専用の施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながら一時的にお預かりし保育する事業です。町には対象施設がないため、令和2年4月より郡山市の病児・病後児保育事業施設を広域利用し事業を実施します。

施設名

菊池医院「らびっと」 *郡山市本町一丁目13番7号

対象児童

生後6か月から小学6年生までのお子さん

定員

1日あたり 12名

利用時間

月～金 8：30～17：30

土 8：30～15：00

利用方法

予約制になります ☎024-932-0154

- ・利用したい日前日9：30から予約開始
- ・病気の状況や予約状況によりお預かりできない場合があります。

利用料金

1日あたり 2,000円

・生活保護世帯、町民税非課税世帯の方は免除 *詳しくは施設にお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

菊池医院「らびっと」 ☎024-932-0154

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115

◆子育て支援・相談事業（子育て世代包括支援センター及び子育て支援センターにて実施）

役場保健福祉課では、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、地域の保健医療や福祉に関する機関と連携をとりながら、妊産婦及び乳幼児等の健康の保持、増進に関する包括的な支援を実施しています。また、町立こども園では育児不安や子育てへの負担感を緩和することを目的として、電話や面談による育児相談、月齢に応じた離乳食相談、発達障がい児支援等の相談事業を実施しています。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課（子育て世代包括支援センター） ☎62-2115

ひまわりこども園 ☎23-4105（子育て支援センター ☎23-4106）

さくらこども園 ☎66-2127（子育て支援センター ☎85-8827）

事業所内保育事業 保育所型

◇ ミニテル保育園 (大字川桁字天王坂2413-16ガーデンコート14階)

入所基準

0歳児～2歳児で保育を必要とする事由に該当する児童。

開所日

保育時間

日曜日・祝日、年末年始、その他園の指定する日を除く

(通常保育時間) 7:30～18:30

(延長保育時間) 18:30～21:00

保育料

7:30～18:30 町の保育料に準じます

18:30～21:00 1回300円 ※夕食提供を含みます

《昼 食》離乳食、幼児食（アレルギー等の除去食も提供が可能です。）、ミルク、おやつは園にて用意。※昼食費は保育料に含まれています

《夕 食》必要に応じて提供が可能です

問い合わせ
申し込み

事前に保育の必要性の認定を受ける必要がありますので、こども課で必要書類をお受け取りください。

ミニテル保育園 ☎66-3456

猪苗代町役場 こども課 ☎23-4105

子育てママさん

保護者の病気や用事などにより、一時的に保育が必要な乳幼児及び児童を預かってくれます。

氏名	行政区・連絡先	資格・経歴	提供できる内容、料金
五十嵐 葉子 いがらし ようこ	西館 ☎080-6004-1108	幼稚園教諭・保育士免許 3児の母 R T A認定講師 おくる みタッチケアセラピスト	保護者の通常時のサポートやこども園などの送迎、リフレッシュしたい時の一時預かりなど… 3歳未満児 800円／時間 3歳以上児 700円／時間 交通費は不要 ※詳細はご相談ください。

問い合わせ

ご相談・お申し込みは、直接上記の方へご連絡ください。

猪苗代町 保健福祉課 ☎62-2115

幼児（未就学児）向け講座「すくすくファミリー」

就園前の親子を対象に、親（祖父母の方も含みます）・子ども同士の交流を図り、仲間作りをめざし、子どもの発達に応じた育児、ゆとりある子育ての場で笑顔いっぱいのひとときを過ごします。

《活動日》1か月1回程度（5月から1月）

《対象》未就園の幼児と保護者 15組

《参加料》活動に応じて材料費などを実費徴収します。

《申込方法》学びいなまでお問い合わせください。



問い合わせ

猪苗代町体験交流館『学びいな』 ☎72-0180

自主保育サークル

◆ Roots プレーパーク「グロンボロンの森」

ハンモック、ブランコ、砂場、焚き火、工作など、子どもたちが自然の中でのびのびと自由に遊べる環境を提供しています。

開催日時

毎週日曜日 *雨天決行、荒天中止

開催場所

〒969-2275 猪苗代町大字山潟字湊志田191 (旧山潟小学校)

参加費

無料

予約不要

問い合わせ

Roots 猪苗代 Lake Area

☎0242-93-9022

障がいのある子どもの子育て支援

経済的支援

◆ 特別児童扶養手当

《支給対象者》 20歳未満で中程度以上の障がいを有する児童を養育する父母または養育者

《支 給 額》 月額 1級 53,700円

2級 35,760円

《支 給 月》 4月、8月、11月

《所得制限》 請求者及び扶養義務者の前年の所得によって、支給が制限されます

◆ 障害児福祉手当

《支給対象者》 20歳未満で身体又は精神に重度の障がいを有する方で、在宅で常時特別の介護を必要とされる方

《支 給 額》 月額 15,220円

《支 給 月》 5月、8月、11月、2月

《所得制限》 請求者及び扶養義務者の前年の所得によって、支給が制限されます

◆ 猪苗代町重度心身障害児童扶養手当

《支給対象者》 20歳未満であって特別児童扶養手当受給資格の状態にある者及び身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けた児童を養育する父母または養育者

《支 給 額》 年額 15,220円

《支 給 月》 11月

◆ ◇ 重度心身障害者医療費助成

重度の障がいのある方が、医療機関に支払った医療費の自己負担分(食事療養費を除く)を給付します。

※18歳未満の方については、『乳幼児及び児童医療費助成制度』(P3)を優先とします。

《支給対象者》 ① 身体障害者手帳 1級・2級・3級 (内部障害のみ)

② 療育手帳 A

③ 精神障害者保健福祉手帳 1級

④ ①②③の手帳を同時に2つ以上所持している方

《所得制限》 本人及び扶養義務者の前年の所得によって、受給資格が制限されます

◆ ◇ 自立支援医療(育成医療)

身体に障がいのある児童に対し、障がいを除去又は軽減し、生活能力を得るために必要な医療を給付します。

《給付内容》 確実な治療効果が期待できるものが対象で、内臓障がいについては手術によるものに限り、内科的治療のみのものは対象外です。なお、腎臓障がいに対する慢性透析療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法については対象です。

《利用者負担》 所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を設定しています。上限額に満たない場合には1割負担となります。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115



◆ ◇ 生活上の支援

◆ ◇ 障がい福祉サービス

ホームヘルプサービス、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援といったサービスがあります。

利用したい場合は、ご相談ください。(原則1割負担となります)

◆ ◇ 補装具の交付・修理

身体上の障がいを補うために、補装具の購入または修理に要する費用の支給を行います。

身体障害者手帳の障がいの種類や程度に応じて支給されます。(原則1割負担となります)

◆ ◇ 日常生活用具の給付

在宅の重度障がい者等の日常生活が容易になるよう、障がいの種類及び程度に応じて用具の給付を行います。種類によっては、就業または就学・通学の状況により給付が決定されます。(原則1割負担となります)

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115

障がい児に関する相談窓口

機関名	住所	電話番号
猪苗代町役場 保健福祉課	猪苗代町字城南100	☎62-2115
猪苗代町役場 教育総務課 (特別支援教育アドバイザー)	猪苗代町字城南100	☎62-5677
会津児童相談所	会津若松市一箕町ハ幡字門田1-3	☎23-1400
福島県障がい者総合福祉センター	福島市杉妻町2番16号	☎024-521-2823
福島県総合療育センター	郡山市富田町字上の台4-1	☎024-951-0250
福島県発達障がい者支援センター	郡山市富田町字上の台4-1 南棟2階	☎024-951-0352
福島県ばんだい荘 地域生活支援センターいなわしろ	猪苗代町大字長田字西五十瀧3967	☎93-8011
福島県立猪苗代支援学校 『いなっこ相談』	猪苗代町大字長田字並柳西3966-2	☎65-2151

障がい児・者親の会

機関名	電話番号
猪苗代町心身障害児(者)手をつなぐ親の会	猪苗代町社会福祉協議会内 ☎62-5168
ぴーすの会(余暇支援活動の会)	猪苗代町地域活動支援センター内 ☎62-2024
発達障がい児保護者会 あげまんじゅう	渡部 朝美 ☎090-6251-5249 深谷 佳菜恵 ☎090-9639-6052



ひとり親家庭への支援



経済的支援

◇ 児童扶養手当

- 《対象》 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（一定の障害を持つ児童については20歳未満）を監護している母、父または養育者に支給されます。ただし、老齢福祉年金以外の公的年金を受けることができる方には支給されません。
- 《支給額》 第1子 全部支給 月額 44,140円
第2子 10,420円加算、第3子以降1人6,250円加算
- 《支給月》 5月、7月、9月、11月、1月、3月（奇数月に2ヶ月分を支給）
- 《所得制限》 請求者及び扶養義務者の前年の所得によって、支給が制限されます。

◇ ひとり親家庭医療費の助成

- 《対象》 18歳未満の児童（児童が学校教育法による高等学校等に在籍している場合には18歳の年度末まで）を監護している配偶者のない父または母とその児童
※18歳未満の方については、『乳幼児及び児童医療費助成制度』（P3）を優先とします。
- 《助成内容》 対象者が医療機関で支払った医療費の自己負担分について、同一受診月毎に1世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合、その金額。
- 《所得制限》 本人及び扶養義務者の前年の所得によって、受給資格が制限されます。

◇ 母子・寡婦福祉資金貸付金

- 経済的な自立や児童の修学などに必要な資金を借りることができます。母子自立支援員が資金の借入や償還の相談に応じます。貸付の種類には、修学資金・生活資金・就学支度資金など12種類があります。

◇ 母子家庭高等職業訓練促進費等事業

- 母子家庭の母の生活の安定を図るため、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るために費用を支給する制度です。

◇ JR 通勤定期乗車券の特別割引

- 児童扶養手当の支給を受けている受給者と、その方と同一世帯の者で通勤乗車券を購入する方に対し「特定者資格証明書」及び「特定者用定期乗車券購入証明書」を交付し、交付を受けた方がJRの駅の窓口にて証明書を提示すると通勤定期が割引（3割引）となる制度です。

※受給者が所得の上限を超えるなどして手当が「全額停止」となっている方は対象外となります。

- 《申請に必要な物》 ①写真（6ヶ月以内に撮影した正面半身のもの。寸法 縦3cm×横2.5cm)
②児童扶養手当証書

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115

生活上の支援

◇ひとり親世帯等除雪支援事業

町はひとり親世帯に対し、除雪支援事業を行っております。

《支援内容》 自宅敷地内の生活に支障をきたす場所の除雪作業

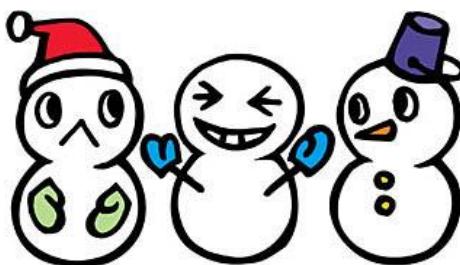
《負担金額》 作業員一人1時間110円（人力） ※作業時間等により負担金額が変わります。

《対象》 児童扶養手当を受給するひとり親世帯

《申請方法》 児童扶養手当証書を持参のうえ、下記にて申請します。

問い合わせ・申請先

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115



◇福島県女性のための相談支援センター

女性が抱えるさまざまな問題の解決をお手伝いします。秘密は固く守られます。ひとりで悩まないで、安心してご相談ください

- 夫や恋人からの暴力（DV）で悩んでいるとき
- 家庭内の不和やいざこざで悩んでいるとき
- 離婚、男女関係のトラブルで悩んでいるとき
- 生活上のいきづまりで悩んでいるとき
- 誰に相談していくかわからないとき



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

相談窓口

機関名	電話番号
県女性のための相談支援センター	☎024-522-1010
会津保健福祉事務所	☎29-5278
猪苗代町役場 保健福祉課	☎62-2115
DV相談ナビ（内閣府 男女共同参画局）	☎#8008

小・中学生に関する子育て支援

經濟的支援

- ◆ 児童手当（※詳細はP 4参照）
◆ 《対 象》 中学校修了前の児童を養育している方

問い合わせ・申請先 猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115

- ◆ ◇ 乳幼児及び児童医療費助成 (※詳細はP 3参照)

《対 象》 〇歳から満18歳になった日以後、最初の3月31日までの子どもを養育する保護者で下記の要件に当てはまる方

 - ・子どもの住所が猪苗代町にある方
 - ・子どもが健康保険に加入している方

※生活保護法の適用を受けているときや、乳幼児及び児童福祉施設（通所施設、母子生活支援施設を除く）に入所しているときは対象となりません。

問い合わせ・申請先 猪苗代町役場 町民生活課 ☎ 62-2114

思春期相談

こころも体もどんどん変わっていくのが中・高生。それと同時に人に言えない悩みも増えてきます。

中・高生が抱える悩みや心のモヤモヤのご相談に対応します。

- | | | |
|--------|--------------------|---------------------------|
| 《相談内容》 | ○体や性のこと | ○性感染症・妊娠、出産のこと |
| 《対象者》 | ○思春期にある小学生・中学生・高校生 | ○思春期のお子さんを持つご家族の方や、関わる方など |

相談窓口 会津保健福祉事務所 呉童家庭支援センター ☎ 29-5278



放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

《開設日》 月曜日～金曜日 13:00～18:00
土曜日及び学校行事等による振り替え休日 8:00～18:00
長期休業 8:00～18:00
《対象児童》 下校後、保護者の就労等による留守のため、適切な保護が受けられない児童
《負担金》 2,000円／月 ※減免制度も有ります。

※その他教材費・保険料等の納入があります。

クラブ名	開設場所	電話番号
猪苗代第1、第2児童クラブ	猪苗代小学校敷地内	☎090-1601-9600
翁島児童クラブ	翁島地区コミュニティセンター	☎090-1601-9171
千里児童クラブ	千里地区コミュニティセンター	☎090-1601-9685
縁児童クラブ	月輪地区コミュニティセンター	☎090-1660-0466
長瀬児童クラブ	旧長瀬連絡所	☎090-1660-0589
吾妻児童クラブ	吾妻小学校 いこいのスペース	☎090-1660-0746

問い合わせ・申込先

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115

放課後子ども教室

放課後や夏休み時などに、学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全安心な居場所を設け、地域の方々などの参画を得て様々な活動を実施することにより、子どもたちの社会性・自主性・創造性などの豊かな人間性と、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

《活動時間》 授業終了後1時間程度（月1回程度） 夏休み、冬休みは別に設定

《対象》 児童全員 ※日程や内容によって対象学年を限定する場合があります。

《参加料》 無料 （材料費などで実費をいただく場合があります）

《申込方法》 学校を通じて配布する申込書を学校の連絡ボックスに入れてください。

問い合わせ

猪苗代町体験交流館『学びいな』 ☎72-0180

青少年向けの講座

小・中学生を対象とした体験学習を通し、心身の育成と仲間づくりの教室等を開催しています。

（4年度事業） ■英会話教室 幼児の部／小学生の部／成人の部（対象：中学生以上）

■こどもクッキング（対象：小学生） など

問い合わせ

猪苗代町体験交流館『学びいな』 ☎72-0180



その他の子育て支援

子育て応援パスポート（ファミたんカード）

福島県では、社会全体で子育てしやすい環境づくりを推進するため、市町村や業者の方と連携して、子育て応援パスポート事業を実施しています。あらかじめ県から承認を受けた協賛店舗等にてこのカードを提示することにより、さまざまな子育て応援サービスを受けられます。

《対象》 18歳に達した最初の3月31日を迎えるまでのお子さんと妊婦がいる家庭。

*カードはお子さん1人につき1枚の配布。

《申請方法》 役場保健福祉課窓口にてカードの交付を受けることができます。

《全国共通》 47都道府県で相互利用可能です。受けられるサービスは、利用先の都道府県・店舗が設定した対象・利用条件・サービス内容となります。

問い合わせ

福島県 こども・青少年政策課 ☎024-521-7198

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115



チャイルドシート・ベビーシートの貸出

福島県交通安全協会では、交通安全協会の会員の方を対象にチャイルドシート・ベビーシートの無料貸出を行っております。

ご希望の方は、あらかじめ猪苗代地区交通安全協会にご連絡ください。

*貸出状況によっては、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ・申込先

猪苗代地区交通安全協会（猪苗代警察署内） ☎65-2220

猪苗代町子育てアプリ（母子手帳アプリ）

猪苗代町では、紙の母子手帳と一緒に使える「猪苗代町子育てアプリ」を配信しております。

妊娠中や子育て中のママ・パパがスマートフォンを使って、子どもの成長記録や予防接種のスケジュール管理、子育てに役立つ情報などを気軽に利用することができます。利用料金は無料です。（※通信料などは利用者負担となります）。

問い合わせ

猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115



猪苗代町ブックスタート事業

絵本をとおして、乳児と保護者がゆっくり向き合い、心触れ合うひと時を持つきっかけづくりと、家庭での良好な子育て環境を整えることができるよう支援するため、10ヶ月児健康診査時に絵本のプレゼントや読み聞かせのご案内、ブックスタート事業の趣旨説明をしています。また、猪苗代町図書館「和みいな」ではブックスタートフォローアップ事業として、定期的に絵本の読み聞かせ「おはなしの森」を実施しています。

問い合わせ

図書歴史情報館『和みいな』 ☎23-7855
猪苗代町役場 保健福祉課 ☎62-2115



いなわしろ地域食堂・放課後フリースクール

月2回開催する地域食堂はこどもから大人までどなたでもご利用いただけます。

そのほか、「放課後フリースクール」や「夏祭り」、「ハロウィン」など、こども達が楽しく過ごせる場を提供しています。

各イベントは不定期での開催となるため、詳細は下記までお問い合わせいただくな、SNS (Facebook, Instagram, 公式LINE)等でご確認ください。

QRコード



Facebook



Instagram



公式LINE

問い合わせ

いなわしろ地域食堂まんまる 代表・齊藤 ☎62-3408

公園や遊び場ほか

公園・児童遊び場

施設名		問い合わせ先
猪苗代町児童館	児童厚生員が、遊びや子育てに関する知識を教えてくれます。開館時間であれば誰でも利用できます。	町児童館 ☎62-5167
長瀬川児童公園	猪苗代町運動公園内にある児童公園です。	町保健福祉課 ☎62-2115
亀ヶ城公園	○わんぱく広場 コンビネーション遊具などがあります。	町建設課 ☎62-2118
	○じゃぶじゃぶ池（夏季のみ） おむつのとれた小学生以下の児童が利用できます。	町建設課 ☎62-2118 カメリーナ ☎72-1534
	○カメリーナ（町総合体育館） 幼児室（無料）があります。保護者同伴での利用となります。雨天の遊び場としてもご利用ください。	カメリーナ ☎72-1534
	○和みいな（猪苗代町図書歴史情報館） 絵本3,250冊、紙芝居320点などがあり貸し出しあげています。	和みいな ☎23-7855
中央緑地	(四ツ谷地区内)	町建設課 ☎62-2118
千里公園	(千代田地区内) ※タコの滑り台が目印	町建設課 ☎62-2118
扇田公園	(猪苗代駅北西)	町建設課 ☎62-2118
昭和の森森林公園	天鏡台	管理事務所 ☎62-4799



病気・けが

◆ 福島県こども救急電話相談

夜間急に子どもの身体の具合が悪くなった時、身近に保護者が相談できる人がいないために、あわてて医療機関を受診することが多くなってきています。

しかしながら、必ずしも急いで受診する必要がある場合はかりとは限らず、不要な受診が逆に子ども自身や保護者の負担になる場合もあります。

この電話相談では子どもの様子をお聞きし、家庭で可能な対処法などについてのアドバイスを行い、必要があれば受診可能な医療機関を案内します。

《相談時間》 每日 19:00~8:00

《對應者》 医師、看護師、保健師

相談窓口 福島県こども救急電話相談

携帯電話、固定電話（プッシュ回線）からは、局番なしの #8000

固定電話（アナログ回線）、ひかり電話、IP電話など「#8000」につながらない場合は、

024-521-3790

◇ 会津若松市夜間急病センター

《診療科目》 内科・小児科（※休日は小児科の医師が診療）

《診療時間》 年中無休 19:00~22:30 (受付18:30~22:30)

《場 所》 会津若松市山鹿町1-22 1階



問い合わせ

夜間急病センター ☎ 28-1199

◇ 親子の病気やケガ等参考URL

機関名	ホームページアドレス
『子どもの救急』日本小児科学会	http://kodomo-qq.jp/
『キッズクラブ』日本医師会	http://www.med.or.jp/kids/
日本赤十字社	http://www.jrc.or.jp/activity/study/safety/index.html
会津若松医師会	http://www.aizu.fukushima.med.or.jp/

猪苗代町内医療機関の診療時間・科目

○臨時休診などがありますので、必ず電話などで事前確認してください。

医療機関名（五十音順）	診療科目	診療時間		日	月	火	水	木	金	土
浅見クリニック (字芦原84-1) TEL63-2200	・内科 ・循環器科 ・小児科	午前	9:00-12:00 (受付11:30まで)	○	○	○	○	○	○ 13:00 まで	×
		午後	14:00-18:00 (受付17:30まで)	○	○	○	○	○	×	×
小川医院 (字カキ田393) TEL62-2132	・内科 ・整形外科 ・眼科	午前	8:30-12:00	○	○	○	○	○	×	○
		午後	13:30-17:00	○	○	×	○	×	×	○
かねこ内科外科クリニック (千代田字油地62-3) TEL72-0660	・内科　・小児科 ・外科　・循環器科 ・精神科、心療内科 (既患のみ)	午前	9:00-12:00	×	○	○	○	○	○	○
		午後	15:00-17:00	×	○	○	○	○	○	×
野崎醫院 (川桁字西幸野2191) TEL66-2245	・内科 ・外科 ・整形外科	午前	8:00-12:00 (受付11:30まで)	×	○	○	○	○	○	○
		午後	13:30-16:00 (受付15:30まで)	×	○	○	○	○	○	×
マリアクリニック (川桁字元寺2403-1) TEL66-2700	・内科 ・泌尿器科	午前	9:00-12:00 (受付11:30まで)	×	○	○	○	○	○	×
		午後	13:30-15:00 (受付14:30まで)	×	○	○	○	○	○	×
矢吹医院 (字古城町99-1) TEL62-2169	・内科 ・小児科 ・胃腸科	午前	8:30-12:00	×	○	○	○	○	○	○
		午後	14:00-17:30	×	○	○	○	○	○	×
町立猪苗代病院 (字梨木西65) TEL62-2350	・内科 ・外科 ・整形外科 ・皮膚科 *診療科目によって診察日・診療時間が異なりますので、必ず事前確認をお願いします。	午前	9:00-12:00 (受付11:30まで)	×	○	○	○	○	○	△・
		午後	14:00-17:00 (受付16:30まで)	×	○	○	○	○	○	△・
医療機関名	診療科目	診療時間		日	月	火	水	木	金	土

※受診の際はお忘れなく！

健康保険証

乳幼児及び児童医療受給資格証

他の医療機関で処方されている薬剤等がある場合は、それが分かる書類

猪苗代町内医療機関の診療時間・科目

○臨時休診などがありますので、必ず電話などで事前確認してください。

医療機関名（五十音順）	診療時間		日	月	火	水	木	金	土
あしはら歯科医院 (字芦原91-1) TEL62-5311	午前	9:30-12:00	×	×	○	○	○	○	○
	午後	14:00-18:30	×	×	○	○	○	○	○
大竹歯科医院 (字新町4858-1) TEL62-3708)	午前	9:30-12:00	×	○	○	○	○	○	×
	午後	14:00-19:00	×	○	○	○	○	○	×
斎藤歯科医院 (川桁字西幸野2147) TEL66-2341	午前	8:30-12:00	×	○	○	○	○	○	○
	午後	14:00-18:00	×	○	○	○	○	○	○ 13:00～ 15:00
長谷川歯科医院駅前分院 (千代田字トウフケ47) TEL62-2525	午前	9:00-12:00 (受付11:30まで) 予約制	×	○	○	○	○	○	○ 第2土休
	午後	14:00-19:00 (受付18:30まで) 予約制	×	○	○	○	○	○	○ 14:00～ 15:30 第2土休
おきなしま大人こども歯科 (三ツ和字家北803-1) TEL65-2115	午前	9:00-12:30 (受付11:45まで)	×	○	○	○	×	○	○
	午後	13:30-17:30 (受付16:45まで)	×	○	○	○	×	○	○
医療機関名	診療時間		日	月	火	水	木	金	土

※受診の際はお忘れなく！

□健康保険証

□乳幼児及び児童医療受給資格証

□他の医療機関で処方されている薬剤等がある場合は、それが分かる書類



猪苗代町子育て支援ガイドブック

平成22年 3月11日発行（初 版）
令和 5年 6月19日発行（第18版）

発行 猪苗代町役場 保健福祉課（子育て世代包括支援センター）

〒969-3123 福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100

電話 (0242) 62-2115